

# 草加市職員の給与等を公表します

平均年齢は46歳1か月、平均給与は713万3000円(年額)

職員課 ☎922・0983

## 職務別給与(年額)の状況

平成19年中の給与(右下の図(職員給与の概要)にある各種手当を含み、税金を差し引く前の年額)について職務別にまとめたものです。ただし、特別職、市立病院職員、育児休業者等を除きます。( )内は、平成19年12月1日現在の平均年齢。(単位:人 カッコ内:歳.か月)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計	現業職	総計
標準的な職務内容	定型的な業務を行う主事及び技師等	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事及び技師等	特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事及び技師等	主任	主査、施設の長等	課長補佐、主幹等	課長、副参事等	副部長、参事等	部長、議事事務局長、監査委員事務局長、特命理事、理事、技監	-	自動車運転転手、清掃技術員、土木作業員、調理士等	-
年収												
400万円未満	29 (25.07)	12 (29.11)								41 (26.11)	3 (30.00)	44 (27.01)
400万円以上	24 (26.06)	104 (30.04)	30 (33.00)	1 (35.06)						159 (30.03)	28 (38.05)	187 (31.06)
500万円未満		25 (31.10)	68 (33.07)	22 (36.06)	2 (38.02)					117 (33.08)	9 (42.00)	126 (34.03)
500万円以上			19 (35.04)	33 (38.07)	51 (39.08)	1 (55.04)				104 (38.08)	2 (47.00)	106 (38.10)
600万円未満			1 (35.07)	89 (51.05)	112 (48.11)	14 (49.08)		1 (58.10)		217 (50.00)	39 (58.00)	256 (51.02)
600万円以上				8 (54.04)	140 (53.03)	211 (54.00)	49 (56.07)			408 (54.01)	3 (59.09)	411 (54.01)
700万円未満					1 (59.09)	17 (57.03)	33 (57.07)	38 (57.09)	4 (57.10)	93 (57.08)	2 (56.11)	95 (57.08)
700万円以上									11 (57.05)	11 (57.05)		11 (57.05)
800万円未満									2 (58.11)	2 (58.11)		2 (58.11)
800万円以上												
900万円未満												
900万円以上												
1000万円未満												
1000万円以上												
1100万円未満												
1100万円以上												
合計	職員数 53 平均年齢 (26.00)	141 (30.04)	118 (33.09)	153 (46.07)	306 (49.04)	243 (54.00)	82 (57.00)	39 (57.10)	17 (58.08)	1152 (45.11)	86 (48.09)	1238 (46.01)
平均額(円)	396万3000	456万6000	541万2000	702万4000	778万7000	848万8000	896万2000	945万	1047万5000	720万	624万9000	713万3000

市では毎年、職員の給与と制度とその運用について公表しています。平成19年度は、国の人事院勧告と一般職の国家公務員の給与改定を踏まえ、給与構造改革を実施し、50代の職員を中心に給料表の引き下げ(平均で4・71%)を行いました。一方、子どもに係る扶養手当を500円、勤続手当を0・05月並びに初任給を中心とした若年職員に限定した給料表の引き上げ(平均で0・09%)を行いました。

なお、技能労務職(現業職)は、給料表の引き下げ、特殊勤務手当の全廃等を実施する一方、退職者不補充、一部業務の委託化等により、昭和56年のピーク時の職員数を4分の1以下に削減しました。しかし、現在、同種の民間事業所の従業員と比較して給与が高額であると批判があることから、今後のさらなる取組内容を盛り込んだ「草加市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定しました。

## 退職手当の状況

平成19年度

	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分
加算措置	なし	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
退職時の昇給	なし	勤奨退職者:4号給 定年退職者:なし
平成18年度退職者1人当たり平均支給額等	1877万5077円 (対象勤続年数25年以上)	2535万83円 (平均勤続年数35年3月)

退職手当 = 退職日給料月額 × 勤続年数別支給率(月分)  
勤奨退職者の4号給は、給与構造改革前の1号給に相当しますが、退職時の昇給は平成19年度限りで廃止となり平成20年度以降はなくなります。

## 特別職の給料・報酬等

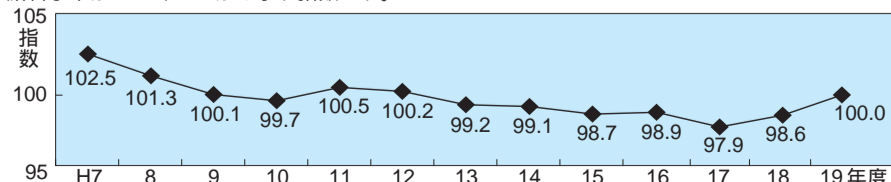
特別職の給料・報酬等の額については、市内の各種団体の代表者や学識経験者等で構成される草加市特別職報酬等審議会の意見に基づき、議会の議決を経て条例で定められています。(平成19年4月1日現在 単位:円)

区分	草加市			県下人口15万人以上の市の平均		
	月額	期末手当支給率(月分)	年額	月額	期末手当支給率(月分)	年額
市長	104万	4.40	1797万1200	103万4000	4.13	1832万9842
副市長	87万5000	4.40	1512万	86万909	4.13	1528万3147
教育長	75万	4.40	1296万	76万3273	4.13	1358万2267
病院事業管理者	82万	4.40	1416万9600	81万7000	3.90	1445万1732
議長	54万	4.40	933万1200	61万3182	4.15	1048万0002
副議長	50万5000	4.40	872万6400	55万2273	4.15	945万1672
議員	47万	4.40	812万1600	52万5273	4.15	898万2976

年額は、給料(報酬)+期末手当です。  
特別職は期末手当の支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります(草加市は20%)。

## ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の給料水準がどのくらいを示す指数です。



## 職員給与の概要

給与項目	概要
給料	職務の種類と内容に応じて、給料表、級などが決定されます。
扶養手当	配偶者 1万3500円 配偶者以外 6500円(改定後)
地域手当	主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当 支給率(給料+扶養手当)の6%
住居手当	借家等居住者 家賃に応じて支給(最高2万7000円) 持家居住者 4000円
通勤手当	交通機関(電車等)利用者 運賃相当額(バスを除き6か月定期分) 交通用具(自転車等)利用者 距離に応じた額
その他	管理職手当など
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務したときに支給される手当
特殊勤務手当	著しく危険、不快、困難な勤務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給される手当
その他	夜間勤務手当、宿日直手当など
期末・勤勉手当	民間のボーナスに相当する手当

## 期末・勤勉手当の状況

平成19年度

	期末	勤勉	合計
6月期	1.40月分(0.75月分)	0.725月分(0.35月分)	2.125月分(1.10月分)
12月期	1.60月分(0.85月分)	0.775月分(0.40月分)	2.375月分(1.25月分)
年間合計	3.00月分(1.60月分)	1.5月分(0.75月分)	4.5月分(2.35月分)
職務段階に応じた加算措置	有		

( )は再任用職員の支給率

## 初任給の状況(一般行政職)

(平成19年4月1日現在 単位:円)

区分	草加市	国	埼玉県	県下人口15万人以上の市の平均	県下全市のうち	
					最高	最低
大学卒	17万7200	17万200	17万6800	17万6950	18万3800	17万200
短大卒	16万	15万1000	15万6800	15万9111	16万300	15万1000
高校卒	14万8400	13万8400	14万2800	14万6490	14万8700	13万8400

それぞれの額は、給与改定前の額。